

岩国市看護学生修学資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、将来、市内の医療機関等において保健師及び看護師（以下「看護師等」という。）の業務に従事しようとする看護学生に対し、看護学生修学資金（以下「修学資金」という。）を貸し付けることにより、市内の医療機関等における看護師等を確保し、安心して暮らせる医療環境の確立を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療機関等 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第2条第2項に規定する病院等及び岩国市をいう。
- (2) 看護学校 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第19条の規定により文部科学大臣が指定した学校及び都道府県知事が指定した保健師養成所並びに同法第21条の規定により文部科学大臣が指定した学校及び都道府県知事が指定した看護師養成所をいう。
- (3) 看護学生 市内の看護学校に在学している者（入学する者を含む。）であって、看護学校を卒業した後、直ちに市内に居住し、市内の医療機関等において看護師等の業務に従事（1週間の所定労働時間が規則で定める時間以上の雇用形態をいう。以下同じ。）しようとする意思を有するものをいう。

(修学資金の貸付け)

第3条 市長は、看護学生に対し、修学資金を貸し付けることができる。

(修学資金の額、貸付期間及び利子)

第4条 修学資金の額は、看護学校の入学金、授業料等に相当する額で、年額60万円を上限とする。

2 修学資金の貸付期間は、看護学校における正規の修学期間とする。

3 修学資金は、無利子とする。

(貸付けの申請)

第5条 修学資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、連帯保証人2人を立て、市長に申請しなければならない。

(貸付けの決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、毎年度予算の範囲内において、規則で定めるところにより、修学資金の貸付けの可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(貸付けの方法)

第7条 修学資金は、規則で定めるところにより、6か月分を半期ごとに貸し付けるものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(貸付けの休止及び停止)

第8条 市長は、修学資金の貸付けを受けている者（以下「修学生」という。）が次の各

号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間について修学資金の貸付けを休止するものとする。この場合において、休止した期間の半期分として既に貸し付けられた修学資金があるときは、その修学資金は、当該各号に定める期間の最後の半期の翌半期分として貸し付けられたものとみなす。

- (1) 休学したとき 休学した日の属する半期から復学した日の前日の属する半期まで
- (2) 留年（同一の学年の課程を再度履修することをいう。以下同じ。）したとき（休学したことにより留年した場合を除く。） 留年した日の属する半期から進級した日の前日の属する半期まで
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が修学資金の貸付けを休止することが適当であると認めたとき 市長が定める期間

2 市長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その事実が生じた日の属する半期の翌半期分から修学資金の貸付けを停止するものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
(返還の免除)

第9条 市長は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の全部の返還（返還期日が到来していない部分に限る。次項において同じ。）を免除するものとする。

- (1) 看護学校を卒業した後、直ちに市内に居住し、修学資金の貸付けを受けた期間に1年を加えて得た期間に相当する期間（以下「義務期間」という。）、引き続き市内の医療機関等において看護師等の業務に従事したとき。
- (2) 義務期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の著しい障害のため業務を継続することができなくなったとき。

2 市長は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 看護学校を卒業した後、直ちに市内に居住し、引き続き市内の医療機関等において看護師等の業務に従事した場合であって、当該業務に従事した期間が義務期間に達しないとき。
- (2) 死亡、心身の著しい障害、災害その他やむを得ない事由により修学資金を返還することができなくなったとき。

3 義務期間には、看護師等の業務に起因しない事由により従事しなかった期間は算入しないものとする。

(返還の猶予)

第10条 市長は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間について修学資金の返還を猶予することができる。

- (1) 看護学校に在学しているとき 当該在学期間

- (2) 看護学校を卒業した後、直ちに市内に居住し、市内の医療機関等において看護師等の業務に従事しているとき 当該業務従事期間
- (3) 看護学校を卒業し、看護師等の免許を取得した後、市内の医療機関等において看護師等の業務に従事できなかった者であって、市内に居住し、市内の医療機関等において看護師等の業務に従事しようとする意思を有しているとき 看護学校を卒業した日の属する年度（以下「卒業年度」という。）の翌年度の初日から起算して6か月以内の期間
- (4) 卒業年度に看護師等の免許を取得できなかった者であって、看護師等の免許を取得する意思を有し、かつ、市内に居住し、市内の医療機関等において看護師等の業務に従事しようとする意思を有しているとき 卒業年度の翌年度の初日から起算して1年6か月以内の期間
- (5) 前条の規定により返還の免除を受けた場合を除くほか、災害、傷病その他やむを得ない事由により修学資金の返還が困難と認められるとき 修学資金の返還が困難と認められる期間

（返還）

第11条 修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定める期間内に、修学資金を返還しなければならない。

- (1) 第8条第2項の規定により修学資金の貸付けを停止されたとき。
- (2) 修学資金の貸付期間が満了した後において、前条の規定による修学資金の返還の猶予を受けることができないとき、又は受けることができなくなったとき。
- (3) 第9条第1項第1号の規定による返還の免除を受ける前に、市内に居住しなくなったとき、又は市内の医療機関等において看護師等の業務に従事しなくなったとき。

（延滞金）

第12条 市長は、修学資金の貸付けを受けた者が正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、岩国市督促手数料及び延滞金徴収条例（平成18年条例第99号）の規定により計算した延滞金を徴収する。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。